

奈良県告示第二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
令和三年二月十日県営土地改良事業（県営農地環境整備事業明日香地区阿部山工区）の
換地処分をした。

令和三年五月七日

奈良県知事 荒井正吾